

令和3年度第二回大町町地域公共交通会議 次第

日時 令和3年6月23日（水）14時～
場所 大町町総合福祉保健センター
2階 大広間

1 開 会

2 挨 捶

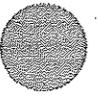
3 議案

第1号議案 フィーダー補助制度（地域公共交通確保維持事業）に係る生
活交通確保維持改善計画（案）の承認について

4 報告 コミュニティバス（まちバス）実証運行利用状況報告について

5 その他 大町町地域公共交通計画策定に係る進捗状況について

6 閉 会



ハイテク補助制度について

1. 地域公共交通確保維持事業の概要（陸上交通：地域内フイーダー系統補助）

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

- 補助対象事業者
一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

- 補助対象経費
補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額

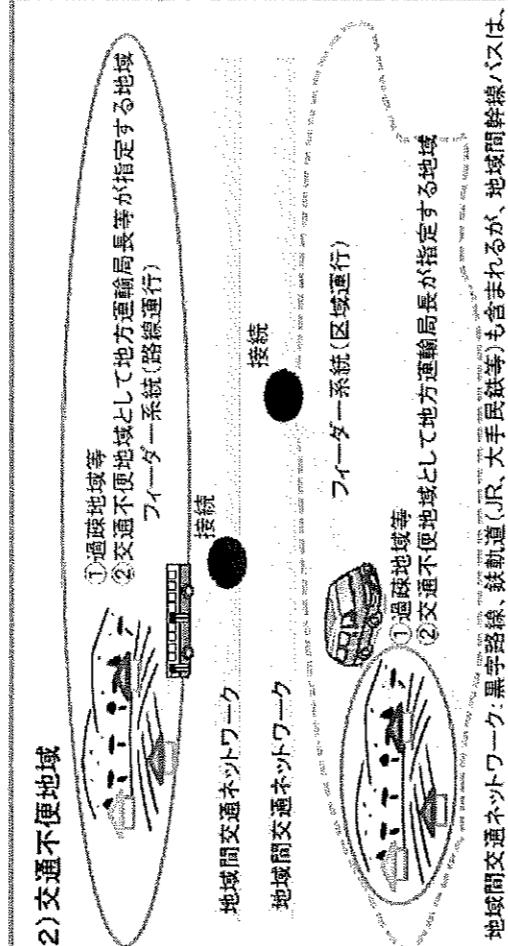
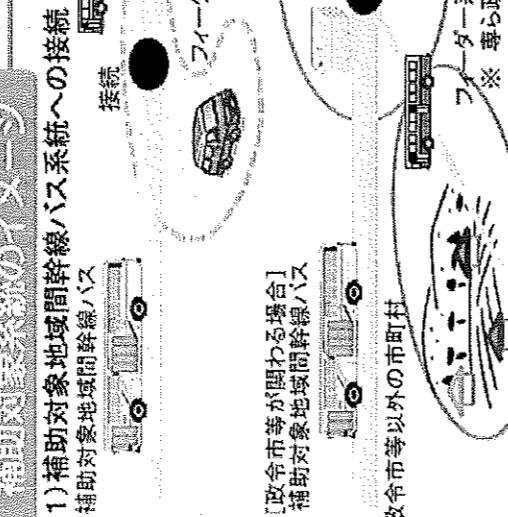


○ 補助率 1/2

- 主な補助要件
協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に確保又

- は維持が必要として掲載され、
補助対象地域間幹線バス系統を補完するものであること又は過疎
地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
補助対象地域間幹線バス機能を有するもので
あること
・新たに運行を開始又は公的支援を受けるものであること
・乗車人員が2人／1回以上であること
(定期定路線型の場合に限る。)

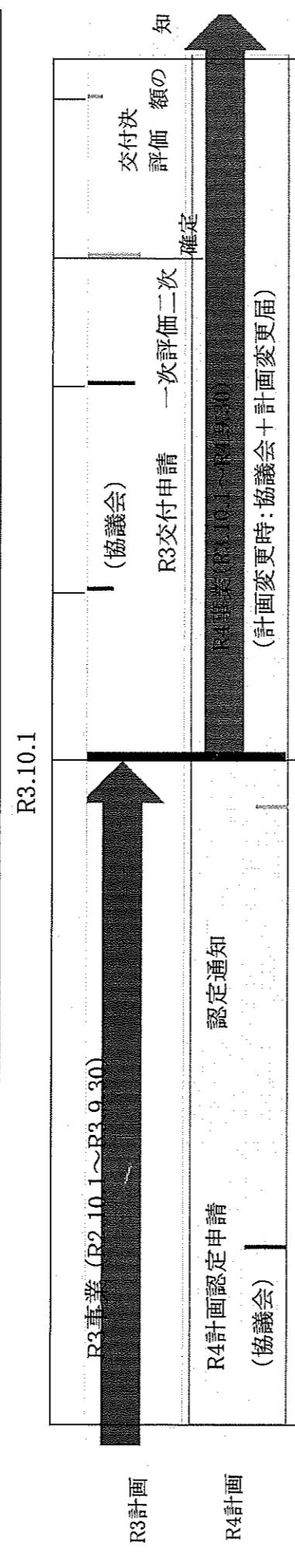
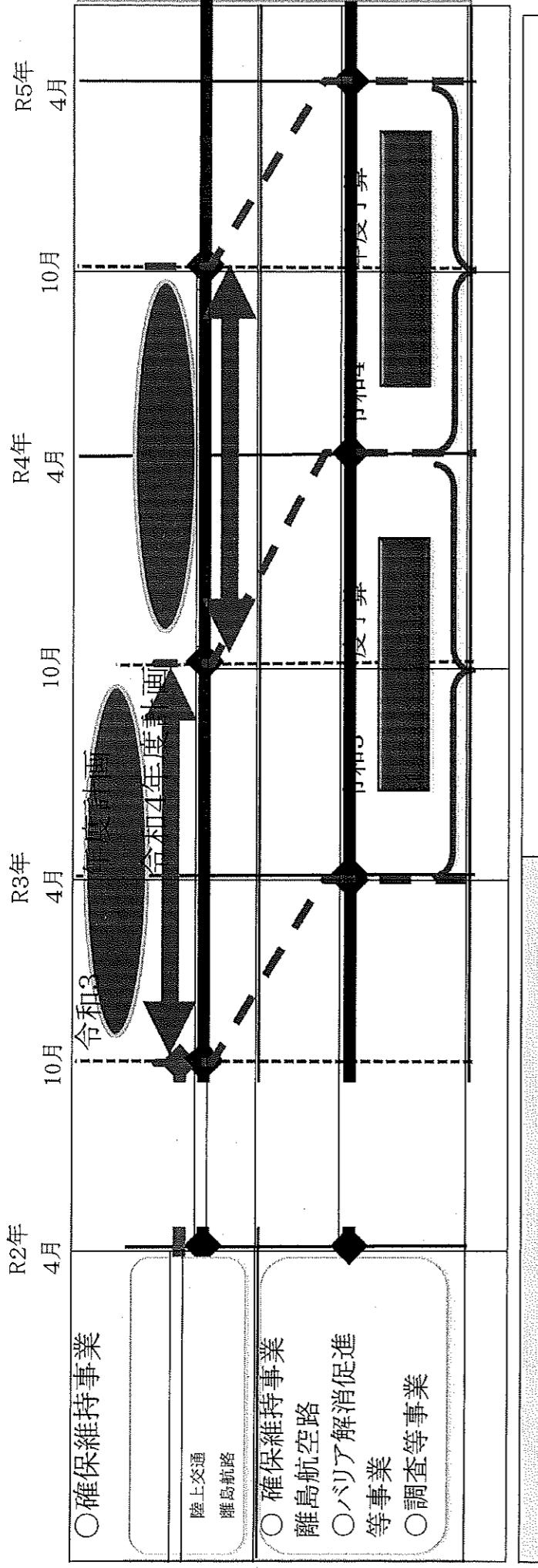
補助対象系統のイメージ



- * 地域間交通ネットワーク、黒字路線、鉄軌道(JR、大手民鉄等も含まれるが、地域間幹線バスは、幹線性)複数市町村間、運行頻度が必要

2. 地域公共交通確保維持事業のスケジュール

【補助年度：ファイダ一補助10月～9月、調査等事業4月～3月】



R3計画
R4計画
R3.6.30まで (協議会)
R3.10.1 (協議会)
R3.10.2 (協議会)
R3.10.3 (協議会)
R3.10.4 (協議会)
R3.10.5 (協議会)
R3.10.6 (協議会)
R3.10.7 (協議会)
R3.10.8 (協議会)
R3.10.9 (協議会)
R3.10.10 (協議会)
R3.10.11 (協議会)
R3.10.12 (協議会)
R3.10.13 (協議会)
R3.10.14 (協議会)
R3.10.15 (協議会)
R3.10.16 (協議会)
R3.10.17 (協議会)
R3.10.18 (協議会)
R3.10.19 (協議会)
R3.10.20 (協議会)
R3.10.21 (協議会)
R3.10.22 (協議会)
R3.10.23 (協議会)
R3.10.24 (協議会)
R3.10.25 (協議会)
R3.10.26 (協議会)
R3.10.27 (協議会)
R3.10.28 (協議会)
R3.10.29 (協議会)
R3.10.30 (協議会)
R3.10.31 (協議会)
R3.10.32 (協議会)
R3.10.33 (協議会)
R3.10.34 (協議会)
R3.10.35 (協議会)
R3.10.36 (協議会)
R3.10.37 (協議会)
R3.10.38 (協議会)
R3.10.39 (協議会)
R3.10.40 (協議会)
R3.10.41 (協議会)
R3.10.42 (協議会)
R3.10.43 (協議会)
R3.10.44 (協議会)
R3.10.45 (協議会)
R3.10.46 (協議会)
R3.10.47 (協議会)
R3.10.48 (協議会)
R3.10.49 (協議会)
R3.10.50 (協議会)
R3.10.51 (協議会)
R3.10.52 (協議会)
R3.10.53 (協議会)
R3.10.54 (協議会)
R3.10.55 (協議会)
R3.10.56 (協議会)
R3.10.57 (協議会)
R3.10.58 (協議会)
R3.10.59 (協議会)
R3.10.60 (協議会)
R3.10.61 (協議会)
R3.10.62 (協議会)
R3.10.63 (協議会)
R3.10.64 (協議会)
R3.10.65 (協議会)
R3.10.66 (協議会)
R3.10.67 (協議会)
R3.10.68 (協議会)
R3.10.69 (協議会)
R3.10.70 (協議会)
R3.10.71 (協議会)
R3.10.72 (協議会)
R3.10.73 (協議会)
R3.10.74 (協議会)
R3.10.75 (協議会)
R3.10.76 (協議会)
R3.10.77 (協議会)
R3.10.78 (協議会)
R3.10.79 (協議会)
R3.10.80 (協議会)
R3.10.81 (協議会)
R3.10.82 (協議会)
R3.10.83 (協議会)
R3.10.84 (協議会)
R3.10.85 (協議会)
R3.10.86 (協議会)
R3.10.87 (協議会)
R3.10.88 (協議会)
R3.10.89 (協議会)
R3.10.90 (協議会)
R3.10.91 (協議会)
R3.10.92 (協議会)
R3.10.93 (協議会)
R3.10.94 (協議会)
R3.10.95 (協議会)
R3.10.96 (協議会)
R3.10.97 (協議会)
R3.10.98 (協議会)
R3.10.99 (協議会)
R3.10.100 (協議会)
R3.10.101 (協議会)
R3.10.102 (協議会)
R3.10.103 (協議会)
R3.10.104 (協議会)
R3.10.105 (協議会)
R3.10.106 (協議会)
R3.10.107 (協議会)
R3.10.108 (協議会)
R3.10.109 (協議会)
R3.10.110 (協議会)
R3.10.111 (協議会)
R3.10.112 (協議会)
R3.10.113 (協議会)
R3.10.114 (協議会)
R3.10.115 (協議会)
R3.10.116 (協議会)
R3.10.117 (協議会)
R3.10.118 (協議会)
R3.10.119 (協議会)
R3.10.120 (協議会)
R3.10.121 (協議会)
R3.10.122 (協議会)
R3.10.123 (協議会)
R3.10.124 (協議会)
R3.10.125 (協議会)
R3.10.126 (協議会)
R3.10.127 (協議会)
R3.10.128 (協議会)
R3.10.129 (協議会)
R3.10.130 (協議会)
R3.10.131 (協議会)
R3.10.132 (協議会)
R3.10.133 (協議会)
R3.10.134 (協議会)
R3.10.135 (協議会)
R3.10.136 (協議会)
R3.10.137 (協議会)
R3.10.138 (協議会)
R3.10.139 (協議会)
R3.10.140 (協議会)
R3.10.141 (協議会)
R3.10.142 (協議会)
R3.10.143 (協議会)
R3.10.144 (協議会)
R3.10.145 (協議会)
R3.10.146 (協議会)
R3.10.147 (協議会)
R3.10.148 (協議会)
R3.10.149 (協議会)
R3.10.150 (協議会)
R3.10.151 (協議会)
R3.10.152 (協議会)
R3.10.153 (協議会)
R3.10.154 (協議会)
R3.10.155 (協議会)
R3.10.156 (協議会)
R3.10.157 (協議会)
R3.10.158 (協議会)
R3.10.159 (協議会)
R3.10.160 (協議会)
R3.10.161 (協議会)
R3.10.162 (協議会)
R3.10.163 (協議会)
R3.10.164 (協議会)
R3.10.165 (協議会)
R3.10.166 (協議会)
R3.10.167 (協議会)
R3.10.168 (協議会)
R3.10.169 (協議会)
R3.10.170 (協議会)
R3.10.171 (協議会)
R3.10.172 (協議会)
R3.10.173 (協議会)
R3.10.174 (協議会)
R3.10.175 (協議会)
R3.10.176 (協議会)
R3.10.177 (協議会)
R3.10.178 (協議会)
R3.10.179 (協議会)
R3.10.180 (協議会)
R3.10.181 (協議会)
R3.10.182 (協議会)
R3.10.183 (協議会)
R3.10.184 (協議会)
R3.10.185 (協議会)
R3.10.186 (協議会)
R3.10.187 (協議会)
R3.10.188 (協議会)
R3.10.189 (協議会)
R3.10.190 (協議会)
R3.10.191 (協議会)
R3.10.192 (協議会)
R3.10.193 (協議会)
R3.10.194 (協議会)
R3.10.195 (協議会)
R3.10.196 (協議会)
R3.10.197 (協議会)
R3.10.198 (協議会)
R3.10.199 (協議会)
R3.10.200 (協議会)
R3.10.201 (協議会)
R3.10.202 (協議会)
R3.10.203 (協議会)
R3.10.204 (協議会)
R3.10.205 (協議会)
R3.10.206 (協議会)
R3.10.207 (協議会)
R3.10.208 (協議会)
R3.10.209 (協議会)
R3.10.210 (協議会)
R3.10.211 (協議会)
R3.10.212 (協議会)
R3.10.213 (協議会)
R3.10.214 (協議会)
R3.10.215 (協議会)
R3.10.216 (協議会)
R3.10.217 (協議会)
R3.10.218 (協議会)
R3.10.219 (協議会)
R3.10.220 (協議会)
R3.10.221 (協議会)
R3.10.222 (協議会)
R3.10.223 (協議会)
R3.10.224 (協議会)
R3.10.225 (協議会)
R3.10.226 (協議会)
R3.10.227 (協議会)
R3.10.228 (協議会)
R3.10.229 (協議会)
R3.10.230 (協議会)
R3.10.231 (協議会)
R3.10.232 (協議会)
R3.10.233 (協議会)
R3.10.234 (協議会)
R3.10.235 (協議会)
R3.10.236 (協議会)
R3.10.237 (協議会)
R3.10.238 (協議会)
R3.10.239 (協議会)
R3.10.240 (協議会)
R3.10.241 (協議会)
R3.10.242 (協議会)
R3.10.243 (協議会)
R3.10.244 (協議会)
R3.10.245 (協議会)
R3.10.246 (協議会)
R3.10.247 (協議会)
R3.10.248 (協議会)
R3.10.249 (協議会)
R3.10.250 (協議会)
R3.10.251 (協議会)
R3.10.252 (協議会)
R3.10.253 (協議会)
R3.10.254 (協議会)
R3.10.255 (協議会)
R3.10.256 (協議会)
R3.10.257 (協議会)
R3.10.258 (協議会)
R3.10.259 (協議会)
R3.10.260 (協議会)
R3.10.261 (協議会)
R3.10.262 (協議会)
R3.10.263 (協議会)
R3.10.264 (協議会)
R3.10.265 (協議会)
R3.10.266 (協議会)
R3.10.267 (協議会)
R3.10.268 (協議会)
R3.10.269 (協議会)
R3.10.270 (協議会)
R3.10.271 (協議会)
R3.10.272 (協議会)
R3.10.273 (協議会)
R3.10.274 (協議会)
R3.10.275 (協議会)
R3.10.276 (協議会)
R3.10.277 (協議会)
R3.10.278 (協議会)
R3.10.279 (協議会)
R3.10.280 (協議会)
R3.10.281 (協議会)
R3.10.282 (協議会)
R3.10.283 (協議会)
R3.10.284 (協議会)
R3.10.285 (協議会)
R3.10.286 (協議会)
R3.10.287 (協議会)
R3.10.288 (協議会)
R3.10.289 (協議会)
R3.10.290 (協議会)
R3.10.291 (協議会)
R3.10.292 (協議会)
R3.10.293 (協議会)
R3.10.294 (協議会)
R3.10.295 (協議会)
R3.10.296 (協議会)
R3.10.297 (協議会)
R3.10.298 (協議会)
R3.10.299 (協議会)
R3.10.300 (協議会)
R3.10.301 (協議会)
R3.10.302 (協議会)
R3.10.303 (協議会)
R3.10.304 (協議会)
R3.10.305 (協議会)
R3.10.306 (協議会)
R3.10.307 (協議会)
R3.10.308 (協議会)
R3.10.309 (協議会)
R3.10.310 (協議会)
R3.10.311 (協議会)
R3.10.312 (協議会)
R3.10.313 (協議会)
R3.10.314 (協議会)
R3.10.315 (協議会)
R3.10.316 (協議会)
R3.10.317 (協議会)
R3.10.318 (協議会)
R3.10.319 (協議会)
R3.10.320 (協議会)
R3.10.321 (協議会)
R3.10.322 (協議会)
R3.10.323 (協議会)
R3.10.324 (協議会)
R3.10.325 (協議会)
R3.10.326 (協議会)
R3.10.327 (協議会)
R3.10.328 (協議会)
R3.10.329 (協議会)
R3.10.330 (協議会)
R3.10.331 (協議会)
R3.10.332 (協議会)
R3.10.333 (協議会)
R3.10.334 (協議会)
R3.10.335 (協議会)
R3.10.336 (協議会)
R3.10.337 (協議会)
R3.10.338 (協議会)
R3.10.339 (協議会)
R3.10.340 (協議会)
R3.10.341 (協議会)
R3.10.342 (協議会)
R3.10.343 (協議会)
R3.10.344 (協議会)
R3.10.345 (協議会)
R3.10.346 (協議会)
R3.10.347 (協議会)
R3.10.348 (協議会)
R3.10.349 (協議会)
R3.10.350 (協議会)
R3.10.351 (協議会)
R3.10.352 (協議会)
R3.10.353 (協議会)
R3.10.354 (協議会)
R3.10.355 (協議会)
R3.10.356 (協議会)
R3.10.357 (協議会)
R3.10.358 (協議会)
R3.10.359 (協議会)
R3.10.360 (協議会)
R3.10.361 (協議会)
R3.10.362 (協議会)
R3.10.363 (協議会)
R3.10.364 (協議会)
R3.10.365 (協議会)
R3.10.366 (協議会)
R3.10.367 (協議会)
R3.10.368 (協議会)
R3.10.369 (協議会)
R3.10.370 (協議会)
R3.10.371 (協議会)
R3.10.372 (協議会)
R3.10.373 (協議会)
R3.10.374 (協議会)
R3.10.375 (協議会)
R3.10.376 (協議会)
R3.10.377 (協議会)
R3.10.378 (協議会)
R3.10.379 (協議会)
R3.10.380 (協議会)
R3.10.381 (協議会)
R3.10.382 (協議会)
R3.10.383 (協議会)
R3.10.384 (協議会)
R3.10.385 (協議会)
R3.10.386 (協議会)
R3.10.387 (協議会)
R3.10.388 (協議会)
R3.10.389 (協議会)
R3.10.390 (協議会)
R3.10.391 (協議会)
R3.10.392 (協議会)
R3.10.393 (協議会)
R3.10.394 (協議会)
R3.10.395 (協議会)
R3.10.396 (協議会)
R3.10.397 (協議会)
R3.10.398 (協議会)
R3.10.399 (協議会)
R3.10.400 (協議会)
R3.10.401 (協議会)
R3.10.402 (協議会)
R3.10.403 (協議会)
R3.10.404 (協議会)
R3.10.405 (協議会)
R3.10.406 (協議会)
R3.10.407 (協議会)
R3.10.408 (協議会)
R3.10.409 (協議会)
R3.10.410 (協議会)
R3.10.411 (協議会)
R3.10.412 (協議会)
R3.10.413 (協議会)
R3.10.414 (協議会)
R3.10.415 (協議会)
R3.10.416 (協議会)
R3.10.417 (協議会)
R3.10.418 (協議会)
R3.10.419 (協議会)
R3.10.420 (協議会)
R3.10.421 (協議会)
R3.10.422 (協議会)
R3.10.423 (協議会)
R3.10.424 (協議会)<br

3. 法見直し後の補助金執行について(経過措置)

【R3.4.5補助交付要綱の改正内容】

○補助対象事業者：活性化法法定協議会(幹線補助は乗合事業者も対象)

○認定する計画：「生活交通確保維持改善計画」→「地域公共交通計画」

○経過措置：令和6年度計画まで(R6年度予算に係る事業までは従前の例によることができる旨規定)

	現行 補助計画	法定計画 の有無	経過措置期間 (施行後3年間合と6年度まで)		経過措置期間終了後 (令和7年度～) 交付先	
			補助計画	交付先		
幹線 維持改善計画 (県単位)	生活交通確保 事業者	県法定計画あり	県法定計画 又は 県生活交通確保 維持改善計画	県法定協議会 又は 乗合バス事業者	県法定協議会 又は 乗合バス事業者	
		県法定計画なし 市町法定計画あり	県生活交通確保 維持改善計画 又は 市町法定計画	市町法定協議会 又は 乗合バス事業者	市町法定協議会 又は 乗合バス事業者	
	県・市町村 法定計画なし	市町法定計画	市町法定計画 又は 県生活交通確保 維持改善計画	乗合バス事業者	市町法定計画 又は 乗合バス事業者	
		市町村	市町法定計画 又は 生活交通確保 維持改善計画	市町法定協議会 又は 乗合バス事業者	市町法定計画 又は 乗合バス事業者	
	乗合バス事業者、 自家用有償旅客 運送者	市町村 法定計画あり	市町法定計画 又は 生活交通確保 維持改善計画	市町法定協議会 又は 乗合バス事業者等	市町法定計画 又は 乗合バス事業者等	
		市町村 法定計画なし	市町法定計画 又は 生活交通確保 維持改善計画	市町法定協議会 又は 乗合バス事業者等	市町法定計画 又は 乗合バス事業者等	
	活性化法 法定協議会	市町村 法定計画あり	市町法定計画 又は 生活交通確保 維持改善計画	市町法定協議会 又は 乗合バス事業者等	市町法定計画 又は 乗合バス事業者等	
		法定協議会	法定協議会	法定協議会	補助対象外	
【附則】(経過措置等)						
第1条 (施行期日) ○R3年度予算から施行。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法はR3.4.1施行。						
第2条(第2編第1章「陸上交通」の改正に係る経過措置) ○R6年度予算に係る事業までの間は、なお従前の例によることができる。						
第3～6条(幹線・フィーダー・車両減価償却費補助・公有民営車両補助の経過措置)						
○幹線・フィーダーの運行補助、車両減価償却費等補助の補助対象事業者は、R6年度計画まで従前の取扱いが可能。						
第7条(地域内フィーダー補助の過疎地要件に係る経過措置)						
○地域間幹線系統に係るR4年度事業の補助対象経費の算定は「経常収益」に運送収入のほか、R2第3次補正で追加交付された補助金額を加える旨規定。						
○地域内フィーダー系統に係るR3年度事業は、輸送量2人以上接続等を適用除外。※実施要領附則により、計画回数の30%未満の補助対象外要件も適用除外。						

令和3年6月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 大町町地域公共交通会議
住所 佐賀県杵島郡大町町大字大町5017番地
代表者氏名 会長 三角 治

生活交通確保維持改善計画認定申請書

生活交通確保維持改善計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※ 本申請に、別添の記載すべき事項を全て記載した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	大町町
-------	-----

(単位:人)	
人口	
人口集中地区以外	6,777 (千葉県)
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2. (1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。
(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和3年6月■日

（名称）大町町地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称							
大町町生活交通確保維持改善計画							
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性							
<p>大町町内の公共交通機関は、JR佐世保線と共に並行して走る路線バス（祐徳バス）及びタクシー（大町観光タクシー）があります。このうちJR、路線バスは利用可能な地域が限られ、運行本数も少ないため、住民（高齢者等）が日常の買い物、通院等に低料金で利用できる移動手段を確保する事が喫緊の課題となっていました。</p> <p>そこで当町では、自動車を自由に運転することができない高齢者などの移動制約者に対する買い物や通院などの日々の移動手段を確保するため、令和3年4月1日からコミュニティバス（まちバス、定時定路線）の実証運行を開始しました。実証運行は9月30日までの半年間を行い、その結果により運行計画の改善を行って、令和3年10月から本格運行に入っていく予定です。そして、これを地域公共交通確保維持事業により住民の生活交通手段として存続させていきたいと考えています。</p>							
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果							
(1) 事業の目標							
<p>本事業の第1の目的は高齢者等住民の買い物、通院の移動手段の確保です。また、同時に住民の生活に欠かすことのできない文化活動・娯楽の移動手段としてもコミュニティバスを利用ていきます。このことから、事業の目標をコミュニティバスのルート別利用者数と、商業施設、医療機関、文化・娯楽施設の利用者数とします。ただし、後者については、正確に計測することが難しいため、最寄りのバス停留所の利用者数とします。令和4年度から6年度まで3年間の数値目標は以下のとおりです。</p>							
生活交通確保維持改善計画の数値目標							
単位:人							
ルート別利用者 数(乗車人数)			令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	1日あたり の乗車人数	1回あたり の乗車人数	1日あたり の乗車人数	1回あたり の乗車人数	1日あたり の乗車人数	1回あたり の乗車人数	
	南北ルート	18	6	20	6	22	7
最寄りのバス停 利用者数(乗車 人数)	東西ルート	22	7	25	8	27	9
			年間乗車人数	年間乗車人数	年間乗車人数		
	商業施設	2200		2400	2600		
医療機関			660	720		790	
	文化・娯楽施設	550		600	660		

【備考】

1. コミュニティバスの1日の運行回数は3回(6便)であるため、次の通りとした。

1回あたりの乗車人数=1日あたりの乗車人数×1/3

2. 最寄りのバス停の利用者数は、下記のバス停の乗車人数の合計とする。

商業施設 :トライアル、広場マーケット

医療機関 :川崎整形外科、順天堂病院、新町公民分館(坂本内科最寄りバス停)

文化・娯楽施設:大町町公民館、高砂町公民分館(ひじり乃湯最寄りバス停)

(2) 事業の効果

コミュニティバス（まちバス）の南北ルート、東西ルートの運行を継続することにより、高齢者等の日常生活で最も重要な買い物、通院の移動手段が確保されます。また、運行ルート上に文化・娯楽施設も多く、高齢者等の外出促進・地域活性化にもつながります。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・鉄道や路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目でわかる時刻表・運行ルート図の作成・町内全戸配布および主要な商業施設、医療機関、公共施設等へ配置（大町町）
- ・区長会や老友会等にバスの利用方法等を説明し利用促進を図る。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

コミュニティバス（まちバス）は、令和3年4月1日から実証運行を行っており、10月1日から本格運行に入る予定です。

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（フィーダー系統）」を添付。

①予定している時刻・運行予定時間（「時刻表」を添付）

②運行事業者決定の経緯

大町町における運行事業者は祐徳自動車（株）と（有）大町観光タクシーの2社であり、いずれも大町町地域公共交通会議の委員となっている。このうち大町町内に事務所、車庫を有し、大町町の道路事情を熟知しているのは（有）大町観光タクシーであるため、令和3年4月1日で業務委託を行った。

③地域内フィーダー系統の補足

幹線の祐徳バス武雄線とコミュニティバス路線とは、2ルートともわずかに重複する区間が生じる（重複区間算出図 参照）しかし、コミュニティバス路線・運行ルート設定段階で、可能な限り重複しないように配慮したものであり、このことは令和2年度第2回大町町地域公共交通会議に諮り、承認を得ている。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

大町町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

大町町地域公共交通会議

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果

※該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る定量的な目的・必要性
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標
※該当なし

(2) 事業の効果
※該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和2年8月27日 令和2年度第1回公共交通会議
報告事項（1）大町町公共交通に関するアンケート結果について
(2) 大町町の公共交通対策の基本的な方針について
- ・令和2年12月1日 令和2年度第2回公共交通会議
報告事項（1）調査・説明会の結果等について
(2) コミュニティバス運行計画（案）について
- ・令和3年3月25日 令和2年度第3回公共交通会議
報告事項（1）町内巡回バス（まちバス）の運行について
- ・令和3年5月19日 令和3年度第1回公共交通会議【書面決議】
報告事項（1）コミュニティバス（まちバス）実証運行利用状況報告について
報告事項（2）大町町地域公共交通計画策定方針（案）について
- ・令和3年6月1日 令和3年度大町町地域公共交通会議事業計画及び予算の可決

21. 利用者等の意見の反映状況

- ①大町町コミュニティバス等の事業に係る協議会（令和元年7月～11月）
 - ・大町町における移動手段の方向性、アンケート調査計画案について
- ②大町町公共交通に関するアンケート調査（令和元年12月）
 - ・全世帯2620世帯に対する移動手段全般に関する意向調査
- ③民生委員によるコミュニティバス利用意向調査（令和2年9月～10月）
 - ・運行ルート・バス停（案）について今後利用する可能性のあるバス停の調査
- ④区長説明会（令和2年10月）
 - ・コミュニティバス運行計画案の説明：大筋で了解を得る

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	佐賀県地域交流部さが創生推進課
関係市区町村	大町町副町長、福祉課長、教育委員会事務局長、町議会議員
交通事業者・交通施設管理者等	（一社）佐賀県バス・タクシー協会、祐徳自動車（株）、（有）大町觀光タクシー、九州地方整備局佐賀国道事務所、佐賀県杵藤土木事務所、佐賀県白石警察署、農林建設課
地方運輸局	佐賀運輸支局
その他協議会が必要と認める者	大町町商工会、大町町区長会、大町町老友会、大町町婦人会、大町町ひじり学園PTA、大町町民生・児童委員会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 佐賀県杵島郡大町町大字大町 5017
 (所 属) 大町町企画政策課まちづくり政策係
 (氏 名) 大島 与志行
 (電 話) 0952-82-3112
 (e-mail) kikakuseisaku@town.omochi.saga.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。
各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成し

ている場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.、3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が調った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

南北ルート 重複区間算出図



幹線との重複路線長

往路

- ① 0.2km
 - ② 0.2km
- 合計 0.4km

復路

- ① 0.2km
 - ③ 0.2km
- 合計 0.4km

系統キロ程

- 往路 12.4km
復路 13.01km

重複区間割合

- 往路 3%
復路 3%

東西ルート 重複区間算出図



幹線との重複路線長

往路

- ① 0.3km
- ② 0.2km
- ③ 0.2km
- 合計 0.7km

復路

- ① 0.3km
- ② 0.2km
- ④ 0.2km
- 合計 0.7km

系統キロ程

- 往路 13.38km
- 復路 13.99km

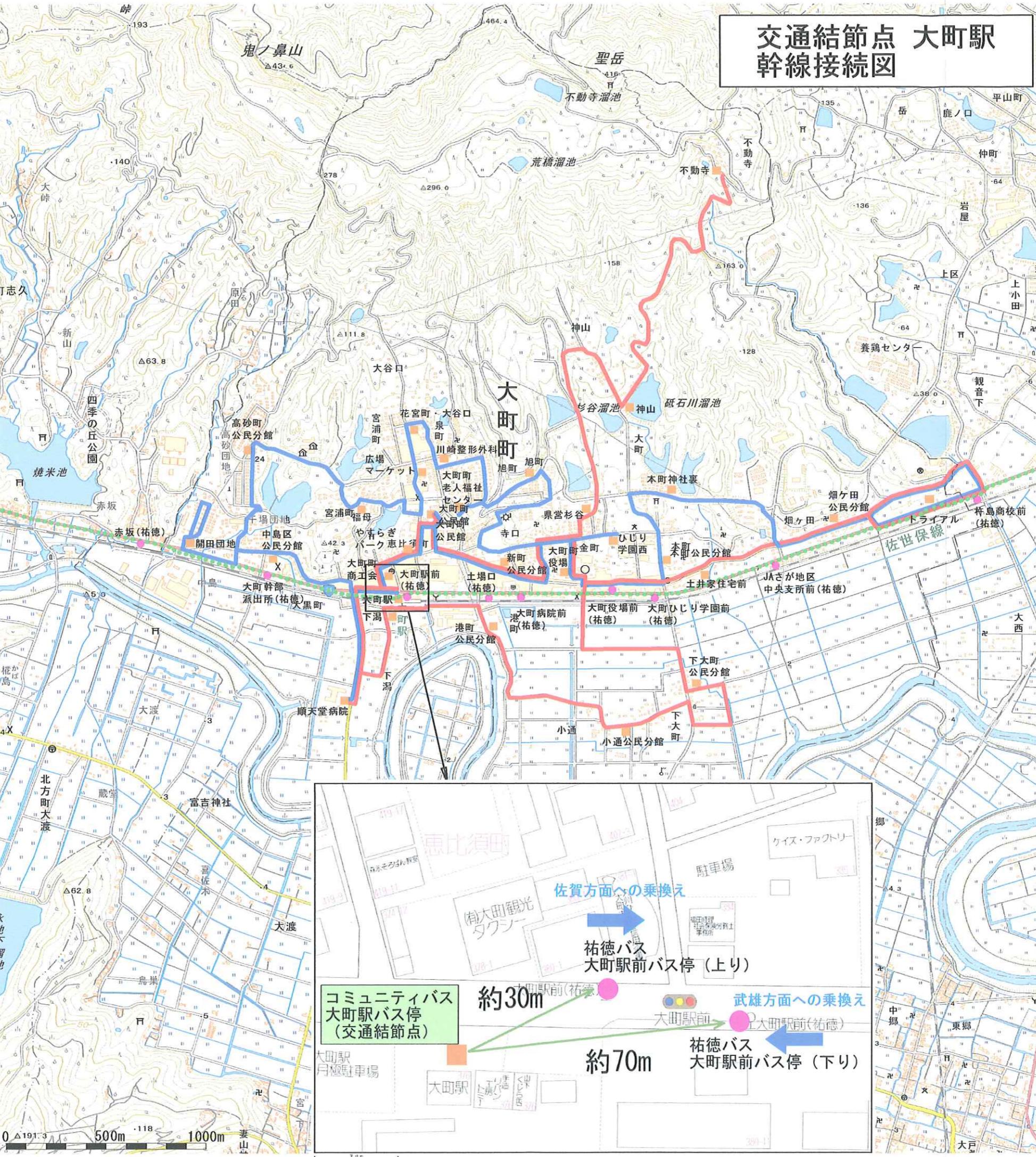
重複区間割合

- 往路 5%
- 復路 5%

凡例

- コミュニティバス運行路線
- 幹線 運行路線
- コミュニティバスと幹線の重複路線
- 大町町コミュニティバス
バス停
- 祐徳バス
バス停

交通結節点 幹線接続図



コミュニティバス（まちバス）実証運行利用状況報告
(令和3年4月・5月)

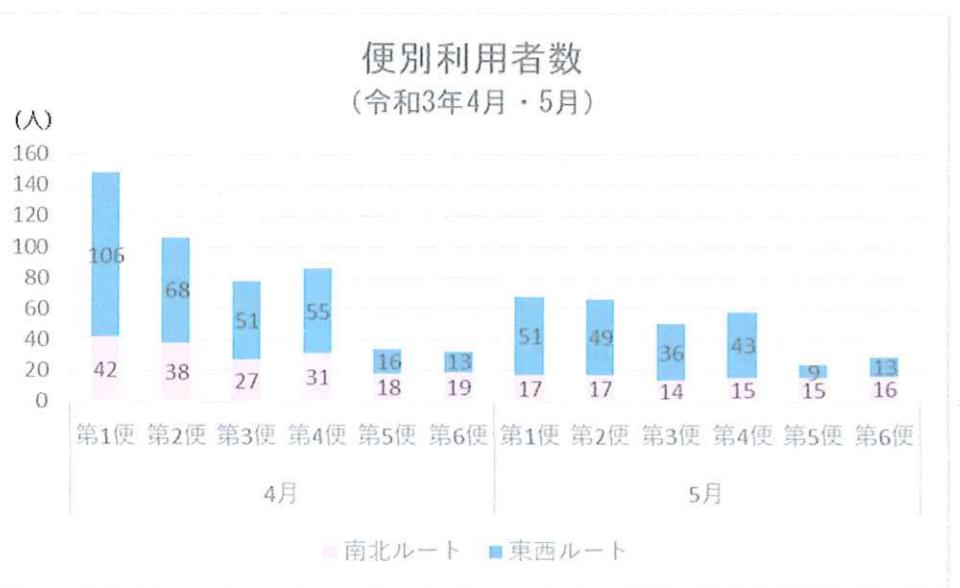
■便別利用者数

【4月】 (単位：人)

	第1便 9時台	第2便 11時台	第3便 12時台	第4便 13時台	第5便 14時台	第6便 16時台	合計
南北ルート	42	38	27	31	18	19	175
東西ルート	106	68	51	55	16	13	309
合計	148	106	78	86	34	32	484

【5月】 (単位：人)

	第1便 9時台	第2便 11時台	第3便 12時台	第4便 13時台	第5便 14時台	第6便 16時台	合計
南北ルート	17	17	14	15	15	16	94
東西ルート	51	49	36	43	9	13	201
合計	68	66	50	58	24	29	295



便別利用者数を全体的に見てみると、4月・5月共に第1便が最も多く、次いで第2便、第4便の順で多くなっている。第1便から第4便に比べ第5便、第6便の利用者は少ない。

5月の便別利用者数をルート別に見てみると、南北ルートは第1便・第2便が同数の17人で最も多く、次に多いのが第6便の16人であり、時間帯による利用者の偏りが少ない。

東西ルートは第1便が51人で最も多く、次に多いのが第2便の49人であり、午前中の便の利用者が多い。

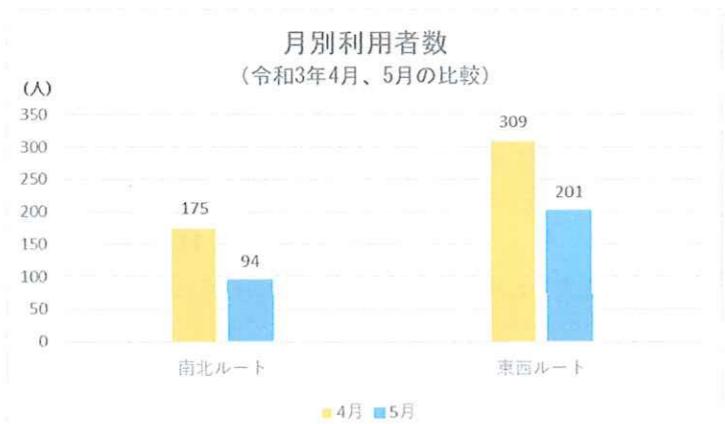
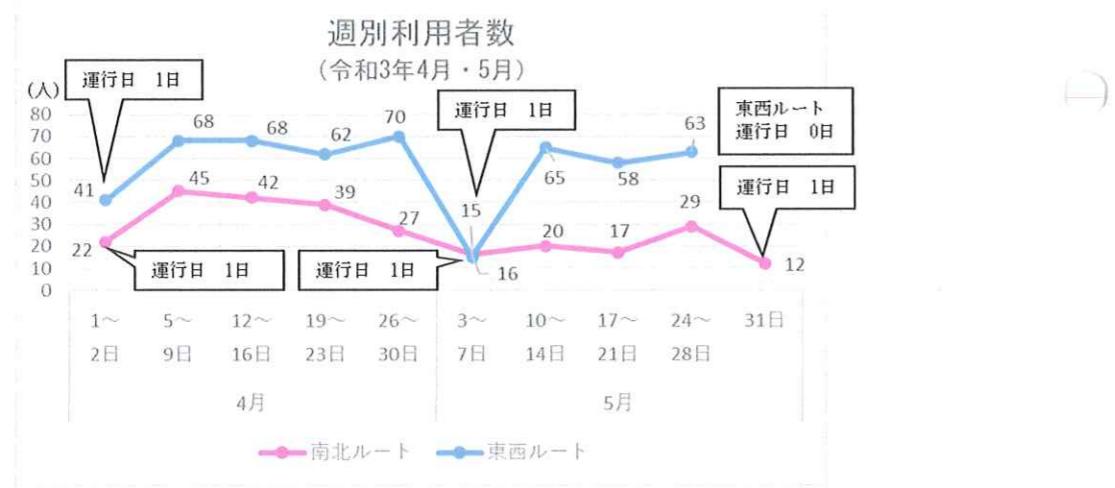
■週別・月別利用者数

【4月・5月】

(単位：人)

週別	4月					5月					合計	
	1～2日	5～9日	12～16日	19～23日	26～30日	小計	3～7日	10～14日	17～21日	24～28日	31日	
南北ルート	22	45	42	39	27	175	16	20	17	29	12	94
東西ルート	41	68	68	62	70	309	15	65	58	63	—	201
合計	63	113	110	101	97	484	31	85	75	92	12	295
												779

※5/3 (東西ルート)、5/4、5/5 (南北ルート) GW のため運休



4月の週別利用者数 5～9日、12～16日、19～23日を見てみると、両ルートともにほぼ横ばいとなっている。26～30日の南北ルートの利用者数が減少しているが、これは4月29日の運休日(祝日)が南北ルートの運行日にあたり、他の週に比べ運行回数が少なかったことが要因と考えられる。

5月の週別利用者数 10～14日、17～21日、24～28日の利用者数を見てみると、東西ルートはほぼ横ばい、南北ルートは24～28日の利用者が多くなっている。3～7日の利用者が少

ないのは、5/3、5/4、5/5がゴールデンウイークのため運休となり、他の週に比べ運行回数が少ないことが要因と考えられる。

月別利用者数を見てみると、4月は南北ルート・東西ルート合わせて484人であり5月より多い。4月の利用者が多かったのは、待望のコミュニティバス運行開始にあたり町民の関心が高く、試しに利用してみた方が多かったと予測される。また5月の利用者数が少なかったのは、ゴールデンウイークのための運休、コロナウィルス第4波による外出自粛が要因と考えられる。

■追走が発生した日および利用者数

月	路線	日付	便	利用者数	合計
4月	南北	追走なし	一	一人	11人
		4/2（金）	第4便	2人	
		4/9（金）	第1便	1人	
	東西		第1便	4人	
		4/16（金）	第2便	3人	
		4/23（金）	第1便	1人	
5月	南北	追走なし	一	一人	一人
	東西	追走なし	一	一人	

追走は、4月は東西ルートで4/2、4/9、4/16、4/23の4日（5回）発生している。追走が発生した曜日はすべて金曜日で、第1便に多く発生している。南北ルートでは追走は発生していない。5月は、東西ルート・南北ルートとも追走は発生していない。

■1日、1便あたりの利用者数（平均）

	利用者数	運行日数	運行便数		1日あたりの利用者数（平均）	1便あたりの利用者数（平均）
			通常運行便数	追加便数		
4月	南北ルート	175人	8日	48便	—	21.9人
	東西ルート	309人	13日	78便	5便	23.8人
5月	南北ルート	94人	8日	48便	—	11.8人
	東西ルート	201人	10日	60便	—	20.1人

4月の1日当たりの利用者数（平均）を見てみると、南北ルート21.9人、東西ルート23.8人であり、東西ルートの方が多い。

5月の1日当たりの利用者数（平均）を見てみると、南北ルート11.8人、東西ルート20.1人であり、4月に比べ少ない。

■バス停別利用者数（乗降者数）

(単位：人)

No.	バス停	4月		5月		合計	備考
		乗	降	乗	降		
1	トライアル	201	207	129	130	667	町内最大の商業施設
2	新町公民分館	43	42	26	22	133	坂本内科最寄りバス停
3	大町町役場	32	32	16	15	95	
4	中島区公民分館	25	21	19	18	83	
5	高砂町公民分館	17	23	19	14	73	ひじり乃湯最寄りバス停
6	開田団地	16	20	15	16	67	
7	大町町公民館	15	19	9	10	53	
8	旭町	13	11	11	11	46	
9	花宮町・大谷口	21	12	6	6	45	
10	川崎整形外科	17	15	2	3	37	病院の送迎あり
11	土井家住宅前	6	8	9	11	34	
12	下渕	13	10	4	4	31	
13	順天堂病院	8	6	5	8	27	病院の送迎あり
14	大町町老人福祉センター	5	3	6	4	18	
15	広場マーケット	3	7	2	5	17	
16	大町駅	5	6	2	4	17	交通結節点
17	神山	9	7	0	0	16	
18	ひじり学園西	3	8	1	3	15	
19	本町公民分館	6	5	3	1	15	
20	不動寺	3	3	3	1	10	
21	やすらぎパーク	5	2	1	2	10	
22	本町神社裏	3	4	2	1	10	
23	大町町商工会	2	4	1	2	9	
24	県営杉谷	7	1	0	0	8	
25	畠ヶ田公民分館	2	2	0	2	6	
26	宮浦町	3	2	1	0	6	
27	下大町公民分館	0	2	1	1	4	
28	小通公民分館	1	1	1	1	4	
29	港町公民分館	0	1	1	0	2	
合計		484	484	295	295	1,558	

4月・5月の合計を見てみると、最も多いのはトライアルで667人、次に多いのは新町公民分館で133人となっている。設置したバス停はすべて利用されており、利用されていないバス停はない。

案

大企第 号
令和3年6月 日

事業所 各位

大町町地域公共交通会議
会長 三角 治

送迎バス等のアンケートのお願い

梅雨の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、大町町や地域の交通事業者、利用者等により構成する「大町町地域公共交通会議」で地域公共交通計画を策定しています。

つきましては、町内の送迎資源の現状を把握するためにアンケート調査を実施していますので、お手数をお掛けしますが、令和3年7月16日までご返信をお願い致します。

【問い合わせ先】

大町町地域公共交通会議事務局
大町町企画政策課まちづくり政策係
担当 大島 中島
電話 0952-82-3112

大町町地域公共交通会議事務局宛

送迎バスアンケート調査票（案）

貴社の送迎バスの運行状況についてお尋ね致します。

①送迎対象者

②送迎の曜日、時間帯

③運行ルート（決まったルートがある場合は教えてください）

④車種、乗車定員、車の台数

⑤送迎は、交通事業者等に委託していますか。（車両の所有者等）

※送迎の詳細が分かるパンフレット等がございましたら、同封をお願い致します。

【送付事業所一覧】

○企業

大町町自動車学校
大町町温泉ひじり乃湯

○介護サービス事業所

すいれんの会
老人保健施設敬松園
宅老所とっとと
ケアホーム笑楽
住宅型有料老人ホーム七彩の空
ハートフルおおまち
特別養護老人ホームすみれ園
地域共生ステーション宅老所ふくも

○障害福祉サービス事業所

特定非営利活動法人ふれあい
特定非営利活動法人工ガリテ

○医療機関

順天堂病院
川崎整形外科

○その他

大町町老友会

